

## 三重県医療安全推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 三重県が設置する医療安全支援センター（以下「センター」という。）の運営方針等を協議するため、三重県医療安全推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、センターの運営方針及び業務内容を検討するとともに、関係機関・団体との連絡調整、相談事例にかかる検討等を行い、地域における医療安全の推進方策を協議する。

### (委員)

第3条 協議会は次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1)三重県医師会役員
- (2)三重県歯科医師会役員
- (3)三重県薬剤師会役員
- (4)三重県病院協会役員
- (5)三重県看護協会役員
- (6)三重弁護士会役員
- (7)学識経験者（県民代表）
- (8)三重県保健所長会代表
- (9)病院代表

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

### (会長)

第5条 協議会には会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長に事故あるときは、会長が指名するものがその職務を代理する。

### (会議)

第6条 会長は、協議会の議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認められるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成15年12月12日から施行する。

平成17年 9月11日一部改正。

平成28年 4月28日一部改正。